

第4章 施策の展開

1. 啓発・広報

◆現状と課題◆

障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、必要な情報を速やかにわかりやすく提供していくこと、町民一人ひとりが障がいのある人に対する理解と認識を深めることが必要です。障がい特性に配慮した細やかな情報提供はもちろん、障がいの有無にかかわらず、十分な情報を得ることができる環境づくりが求められています。

◆施策の方向◆

広報紙やホームページ、情報メディア等多様な手段を活用し、情報を発信することで、より多くの町民に対し、障がいに関する理解の促進と人権尊重意識の向上を図ります。

さらに、関係機関と連携し、障がいのある人が様々な事業等を通じて障がいのない人との交流を促進することができる体制づくり及び啓発活動を推進します。

◆具体的な施策◆

①広報・啓発活動の推進

- ・広報紙やホームページ、ポスター、寒川町地域自立支援協議会で作成したリーフレット等を通じて、情報提供に努め、障がい特性及び障がいのある人や障がい福祉に対する町民の理解を深めます。

・町民からの要請に応じ、障がいをテーマとした出前講座を実施します。

②障がい特性及び障がいのある人に対する理解の促進

- ・障がい者団体と協力し、障がいのある人が作った手作り品等を庁舎内で展示することにより、町民とのふれあいの場を提供し、障がい者理解の促進を図ります。
- ・障がい特性及び障がいのある人に対し関心と理解を深めるため、「障害者週間」を中心に障がい者団体等と連携し、作品展示会や販売会の実施、広報紙の活用やリーフレットの配布等をし、障がいに対する理解を深める啓発活動を行っています。これらを引き続き推進していきます。

③ボランティア活動の支援

- ・町社会福祉協議会が行っているボランティア活動の状況等について情報収集に努め、広報紙や障がい福祉ガイドブック、ホームページを通じて、ボランティア活動の紹介、募集、講座の案内等をし、障がいのある人をはじめ、広く町民に対してボランティア活動の内容や実態に関する情報提供を行っています。

④権利擁護体制の周知

- ・施設入所者や入院している人、各種契約行為等を行うことが困難な人に対し、成年後見制度を利用できるよう関係機関と連携するとともに、後見人等の報酬や申し立て費を助成する成年後見制度利用支援事業^{※3}を推進していきます。
- ・成年後見制度については制度や手続きが煩雑で、わかりにくいとの意見が多いことから、身近な場所での相談として、引き続き、相談員（行政書士）による成年後見相談を実施していきます。
- ・平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法の施行に伴い、障がいのある人への虐待を発見した場合には、通報・届出をすることが義務付けられ、福祉課に虐待防止センターを設置しています。同センターが通報届出窓口となって、適切な対応を図っていますが、同計画の策定に関するアンケート結果より、同法の趣旨・目的の認知が十分になされていない状況にあるようです。同法の適切な運用のため、周知の推進を図ります。
また、緊急時な一時保護が必要な場合に備えて、居室の確保にも努めていきます。
- ・平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の円滑な施行に向けて、同法に規定される基本方針に基づき、法の趣旨・目的等に関する広報啓発活動等に取り組みます。
また、同法の施行後において、規定される基本方針に基づいて、適切な運用及び障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

2. 生活支援

◆現状と課題◆

障害者総合支援法に基づき、各種サービスを提供していますが、障がいのある人が地域で生活していくための支援や、家族の高齢化による介助力、支援力の低下へのフォローが必要となっています。

個々の障がい状況に応じたサービス体制づくりや、障がいのある人が地域で安心して生活できるような生活支援体制づくり、支援が必要な部分を補う施策、家族の状況や生活の場の状況に応じた支援が必要です。

また、障がいのある人が安心して生活するには、身近な地域との日常的な交流を深めることが重要です。地域での文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動への積極的な参加を促進していくために、障がいのある人が参加しやすいような配慮や体制を整えることが求められています。

◆施策の方向◆

障がいのある人が日常生活において必要なサービスが利用できるよう、適切なサービス提供に努めます。また、福祉サービスなど必要なサービスを選択し、契約するためには、わかりやすく的確な情報提供を行うとともに、個人のニーズに合わせて複数のサービスを組み合わせて利用するプランニングや事業所間の調整、介護保険制度への円滑な移行、サービス導入後のフォローアップなどケアマネジメント※体制をはじめとする相談体制の充実を図ります。

さらに、障がいのある人がスポーツ・レクリエーション・文化活動等を楽しみ、その活動を通じた社会参加や様々な交流の機会をもてるよう、一層の拡充に取り組むとともに各種行事に参加できるよう、基盤整備に努めます。

◆具体的な施策◆

①相談支援の充実

- 相談支援を適切に実施していくために、担う人材の育成や相談支援に関する周知を図ることで相談支援事業を充実させ、障がいのある人のニーズに応じたサービスが提供できるよう努めます。
- 相談支援専門員が、一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、利用サービスの種類、内容等を定めたサービス等利用計画を適切に作成できるように支援します。
- 障がいのある人やその家族が、民生（児童）委員や委託相談支援事業者の相談・支援活動内容を知ることができ、利用しやすいような環境づくりを推進します。
- 介護保険制度と障がい福祉サービス※²等をはじめとする障がい者施策との調整を図りながら、サービス利用者に適切なサービスを提供できるよう関係各課と連携を図ります。
- 寒川町では、障がいのある人が気軽に立ち寄れる場所として、町内の福祉事業所に対して、ほっとすぺーすの登録を進めています。地域生活を送る上で不安の軽減を図るとともに本人の実情に即した新体制のネットワークの確立に努めます。

②専門的な相談体制の充実

- ・専門性が求められる多様な相談内容に応じられるよう、児童相談所、茅ヶ崎保健福祉事務所、総合療育相談センター等の各機関と連携を図り、相談体制を充実します。

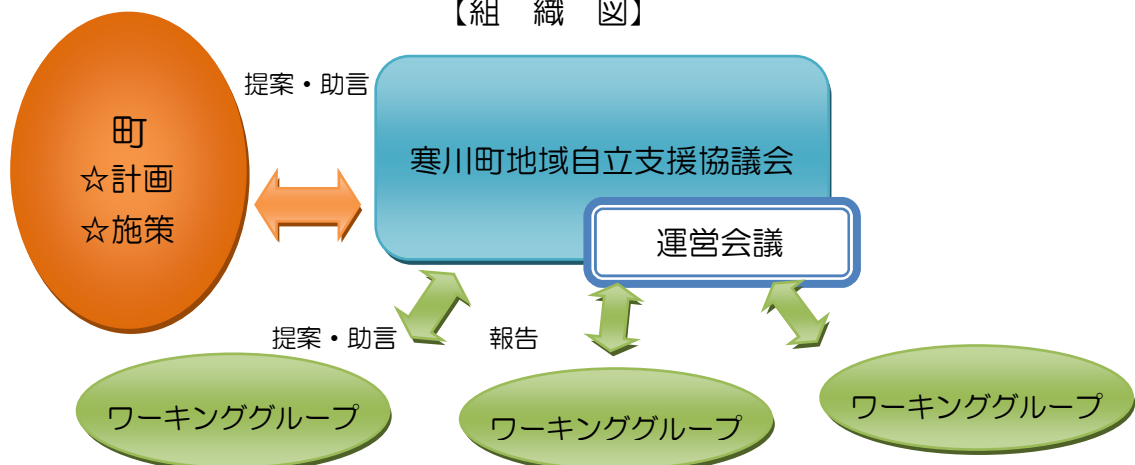
・専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口で専門の職員を配置することに努めます。

- ・ケース会議等を通じて関係各課との連携強化を図り、的確な相談と援助、サービスへのつなぎ機能の充実を図ります。
- ・地域自立支援協議会の機能を強化し、地域の関係機関によるネットワークの構築や地域の実態や課題等の情報を共有し、社会資源の開発・改善等、障がいのある人のニーズの実現に必要なことについて協議・検討していきます。

◆寒川町地域自立支援協議会◆

地域自立支援協議会では、町の障がい福祉施策への意見・提案・協力をするともに関係機関と地域の課題を情報共有し、地域の実態に合ったニーズの実現に向け協議・検討をしていきます。

【組 織 図】



自立支援協議会	町の障がい福祉政策への提言をする他に、障がい者計画、障がい福祉計画の進行管理の一端を担います。 また、地域の課題等の情報を共有し、社会資源の開発・改善を検討してきます。ワーキンググループの検討事項については、助言・提案を行います。
運営会議	相談支援事業所「すまいる」と福祉課で構成し、協議会の運営、調整を行います。
ワーキンググループ	協議会の中で抽出された各課題の解決に向けて取り組んでいきます。 メンバーは、各テーマに沿って協議会により選任されたメンバーで構成。

③障がい福祉サービスの充実

1) 訪問系サービスの充実

- ・訪問系サービスについては、平成26年4月より重度訪問介護の対象者の拡大、アンケートによる利用意向の調査結果から今後もサービス利用が増加すると見込まれます。これらは人の居宅生活を支えるサービスとなるため、必要なサービス量の確保とともに障がいに応じた適切なサービスが提供できるよう努めます。

2) 日中活動系サービスの充実

- ・日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）等）については、地域における障がいのある人の日中活動の場となるため、サービス提供事業所と連携し、適切なサービス量が確保できるよう努めます。

3) 居住系サービスの充実

- ・居住系サービス（共同生活援助・施設入所支援）においては、アンケートによる利用意向の調査結果から、多くの利用希望が伺えます。施設入所支援については、グループホームの入居等地域移行を進めるとともに、入所による支援が望ましい障がいのある人については必要な入所先の調整を行います。

4) 障害福祉サービス拠点事業所の整備

- ・障がい特性などによりサービスを利用することが難しい場合や緊急にサービスを利用することが必要になった場合に地域の中で対応できる体制づくりをめざし、短期入所を提供できる拠点事業所を、引き続き湘南東部保健圏域に配置してまいります。

5) 難病患者に対する福祉サービスの充実

- ・平成25年度4月1日の障害者総合支援法の改正に伴い、障がい福祉サービス等の対象に難病患者がなりました。病状の変化や進行等に配慮し、適切なサービス量が確保できるよう努めます。

④地域生活支援事業の充実

1) 相談支援事業所の充実

- ・相談支援事業所については、今後想定される障害者手帳所持者の増加に合わせて、委託相談支援事業所の設置数も含めて、適切な相談支援体制の整備に努めます。

2) その他地域生活支援事業の充実

- ・その他の地域生活支援事業（相談支援事業以外）については、利用者のニーズを踏まえながら、各事業におけるサービス量の確保に努めます。

⑤スポーツ・レクリエーション・文化活動等の充実

- ・スポーツ・レクリエーション・文化活動へ障がいのある人の参加を促進します。また、障がいのある人が利用しやすい環境を整備する観点から、手話通訳者・要約筆記者の派遣の充実を図ります。

- ・町が行う各種行事やイベントにおいて、障がい者団体が参加できるよう、環境整備に努めます。

また、障がいのある人が参加できるスポーツ教室や地域交流行事等に参加できるよう、町社会福祉協議会等と連携し、支援します。

3. 生活環境

◆現状と課題◆

障がいのある人が地域で生活することに対し、国では基本指針において、施設入所者や入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行に数値目標を設けるなど、多様なニーズと関心が高まっています。障がいのある人が地域生活に移行するにあたっては、居住の場となるグループホームの整備促進が課題となっています。

また、すでに地域での生活を過ごしている方も当事者や家族の高齢化とともに独居での生活の方も増えており、障がいのある人が地域で安心して生活を送るためには、住宅の階段や段差など設備面の回収によるバリアフリー化や防災・防犯体制の整備とともに地域住民と連携した災害・緊急時の支援体制づくりを確立していく必要があります。

◆施策の方向◆

地域における生活の場となるグループホームの整備、充実を図っていきます。

あらゆる人が利用しやすいよう配慮するユニバーサルデザインを基本に障がいのある人が安心して生活し、社会参加できるよう、公共交通機関等生活空間のバリアフリー化を推進します。住宅環境についても快適な生活を送るために必要なバリアフリー化に伴う住宅改修費について、助成を継続して行います。

また、障がいのある人が安心して生活していくためには、日頃から要援護者[※]の把握のための名簿の作成に努め、地域との連携により防災対策の推進を図るとともに、防犯対策の充実に努めます。

◆具体的な施策◆

①グループホームの整備

- ・障がいのある人が安心して地域生活が送れるよう、町内にグループホームを新規設置する事業者に対し、備品購入費の一部助成及び設置にあたっての相談、調整等の支援を行います。

②建物等のバリアフリー化の推進

- ・障がいのある人が安心して住み続けることができるよう、住宅設備改修費助成事業の継続、あんしん賃貸支援事業^{※1}や住宅に関する各種制度の周知、入居手続き支援等を行う居住サポート事業を実施し、障がいのある人が住みやすい環境づくりを推進します。

③移動・公共交通機関等のバリアフリー化の推進

- ・公共施設において、今後新たに設置する施設に対しては、車いす使用者等が利用しやすいみんなのトイレ^{※3}の整備を推進します。また、障がいのある人のおむつ交換のための簡易ベットの設置を推進します。

・音響信号の設置について茅ヶ崎警察署等関係機関と連携し、視覚障がいのある人の地域生活の安全を図るよう努めていきます。

また、障がいのある人の地域生活の安全を図るため、町内の危険個所の点検を継続的に実施していきます。

④災害時の障がい者支援体制の整備

- ・災害時の障がいのある人の安全を確保するため、「寒川町地域防災計画」に基づき、防災対策を推進します。
また、福祉避難所の協定締結に向けて、関係機関との協議に努めていきます。
- ・災害時に支援が必要な要援護者の名簿の作成に努めるとともに、個人情報の保護に配慮しながら地域住民により災害発生時に障がいのある人等に対し、迅速な情報提供や適切な避難・救助を含めた支援体制の確立を目指します。
- ・災害時に迅速に避難できるよう、広域避難所を掲載した福祉マップの内容の充実に努めます。
- ・総合防災訓練に障がいのある人も積極的に参加できるよう支援します。

⑤緊急時・災害時の情報提供の充実

- ・各関係機関と連携しながら、聴覚障がいのある人を対象に消防本部のファックス119番の実施や神奈川県警のファックス110番・メール110番の周知を図ります。
- ・障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、SOSネットワーク事業をホームページや広報、制度案内冊子への掲載やパンフレットの配布を行い、事業の充実を図ります。
- ・障害のある方が安心して暮らすため、緊急時に救急隊員が迅速に救命活動を行えるよう救急医療情報キットの配布を行います。

⑥見守り体制の充実

- ・障がいのある人の地域での孤立を防ぐために、地域の団体（民生委員児童委員、自治会、県をはじめとする関係機関等）の協力を得ながら、地域の見守り体制の充実を図ります。
- ・一人暮らしで自力移動が困難な重度障がいのある人に対し、緊急通報システムを貸与することで急病や災害時の緊急連絡体制の整備を引き続き、推進します。

5. 保健・医療

◆現状と課題◆

障がいの原因と疾病等を予防するには、保健・医療の充実が重要です。

障がいの原因のひとつである生活習慣病を中心とした疾病予防の観点から、健康診査や保健指導、健康相談を有効活用するとともに、生活習慣病の予防に関する情報提供を行っていく必要があります。

また、医療的ケアが必要な障がいのある人への支援体制の充実を図っていく必要があります。

◆施策の方向◆

障がいの予防と早期発見のため、各種健診事業の実施に加え、関係機関と連携を図り、適切な治療及び相談が受けられるよう、支援体制の整備に努めます。

障がいのある人が地域で良好な生活を送るために、精神疾患の通院治療や重度身体障がい者や重度知的障がい者に対し、健康保険の一部負担金についても引き続き助成を行います。

◆具体的な施策◆

①母子保健の充実

- ・障がいの早期発見、早期療育を図るため、4か月児、お誕生前、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査を実施し、支援を必要とする親や児童に対しては、必要に応じて健康相談や訪問指導をする等保護者の育児不安の解消をさらに図ります。
- ・保健師等による「育児相談」や心理判定員による「子どもの心の相談」を実施し、発達に特別な支援を必要とする幼児に対しては、適切な医療や療育につなげられるよう関係機関との連携を強化します。

②健康づくりの充実

- ・健康診査及びがん検診を実施し、障がいの原因となる生活習慣病の予防・早期発見・早期治療に努めます。また、予防に向けた普及啓発に努めます。
- ・在宅重度障がい者が家庭で安心して療養生活を送るようになるための支援策として、茅ヶ崎保健福祉事務所や医療機関、県等の関係機関と連携を取りながら相談支援体制の確立を図り、よりよい支援策のあり方について検討していきます。

③医療費の給付・助成

- ・自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）制度や重度障害者等医療費助成制度等の各種医療費助成制度の周知を徹底し、その利用の促進を図ります。

④精神保健福祉施策の推進

- ・精神障がいのある人の社会復帰に向け、生活指導、社会復帰援助等について、茅ヶ崎保健福祉事務所や関係機関等の協力を得ながら、精神保健福祉士等による訪問・相談の充実を図ります。

（再掲 2-②）

- ・専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口専門の職員を配置することに努めます。

6. 雇用・就労

◆現状と課題◆

障がいのある人にとって自立のための経済的基盤となる就労の場の確保は、社会参加の促進を図る上で極めて重要な課題です。障がいのある人の雇用環境については、平成25年4月には「障害者雇用促進法」の改正による法定雇用率の引き上げや「障害者優先調達法」の施行などの動きもありました。

しかし、働きたいという意欲がある障がいのある人に対し、その適性に応じた職場が確保できるよう支援していくためには、福祉施策と労働施策が連携し、企業の理解促進を図るとともに、障がいの程度や種類によって多様な就労の場を確保する必要があります。

障がいのある人の雇用が促進されるよう、広報啓発や関係するすべての機関との一層の連携を図り、個々のニーズに応じた就労支援体制づくりに努めていく必要があります。

◆施策の方向◆

就労と生活上の支援を必要とする障がいのある人に、相談や援助を行うとともに、関係機関とのネットワーク化を図り、継続的かつ包括的な支援体制づくりに努めます。

また、事業主や民間企業に対する障がい者雇用の理解の促進を図り、障がいのある人の就労の場の拡大に努めます。

◆具体的な施策◆

①就労相談窓口の充実

- ・就労意欲をもつ障がいのある人が、その能力に応じた職場に就労できるよう、公共職業安定所や湘南障害者就業・生活支援センター[※]等と連携しながら、就労に関する相談体制の充実を図ります。

・就労後の定着支援についても、湘南障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、就労に関する相談体制の充実を図ります。

・身近なところで就労に関する相談ができるような体制の整備に努めます。

②雇用啓発事業の充実

- ・障がいのある人の雇用を促進するため、民間企業や事業主への訪問活動等を通じ、障がい者雇用に関する啓発活動を推進します。

③官公需における受注機会の拡大

- ・平成25年4月より「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の施行に伴い、寒川町障害者事業所連絡会に対して、物品等や役務の提供の受注機会の拡大に努めます。

④福祉的就労の充実

- ・一般就労^{※2}が困難な障がいのある人に対し、就労移行支援や就労継続支援等福祉的就労^{※3}の場の確保に努めます。

⑤障がいのある人への情報提供の推進

- ・湘南障害者就業・生活支援センター及び公共職業安定所と連携しながら、障がいのある人に対し、福祉課窓口で求人情報を提供し、職域の開拓を行います。

⑥職場体験事業の充実

- ・養護学校に通っている生徒に対し、卒業後の就業実習の場を提供するため、寒川総合図書館での実習を引き続き、実施していきます。

7. 情報・コミュニケーション

◆現状と課題◆

障がいのある人が自立した生活を送るためには、必要な情報を速やかにわかりやすく提供することが必要であり、障がいに応じた情報提供ができるよう努めていく必要があります。

◆施策の方向◆

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、必要な情報を正確に提供し、誰もが入手しやすく、わかりやすい情報提供による情報のバリアフリー化を推進します。

聴覚障がいや視覚障がい、言語障がいのある人に対し、手話通訳者等の養成事業の充実を図るとともに、情報通信装置等の日常生活用具の利用の促進に努めます。

◆具体的な施策◆

①情報提供システムの推進

- ・障がいのある人やその家族が、いつでも簡単に情報を得ることができるよう、障がいの状況に配慮した多様な情報提供の方法について検討し推進します。

②コミュニケーション手段の確保

- ・視覚障がいのある人の情報バリアフリー化に配慮し、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの作成に努めていきます。また広報誌についても、視覚障がいのある人向けに録音テープの作成を行っています。引き続き実施していきます。
- ・聴覚障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、手話講習会事業や登録手話通訳者等との連絡会を開催し、人材の資質向上を図ります。
- ・障がいに応じたコミュニケーション機器が給付できるよう、日常生活用具の給付を行います。

③福祉マップの配布・活用

- ・障がいのある人が地域で安心して外出し、施設を有効に利用でき、災害時においては、避難マップとしても利用できるよう、公共施設等のバリアフリー化や福祉事業所の情報を掲載した福祉マップを窓口等で配布します。